

## 第12回いすみ市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年12月7日(木) 午後3時00分
- 2 開催場所 いすみ市役所 3階 大会議室
- 3 出席委員(13名)

1番 藤平 正一	2番 織本 幸一	3番 鈴木 茂雄
4番 吉清 哲司	5番 池田 誠	6番 中村 好男
7番 三枝 正直	9番 高浦 伸芳	10番 麻生 等
11番 福山 博久	12番 松崎 秋夫	13番 吉野 鋭致
- 4 欠席委員(1名)

8番 高橋 奈緒美
-----------
- 5 提出議案
  - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
  - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
  - 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 議案第5号 非農地判断について
  - 議案第6号 令和5年度第9次農用地利用集積計画(案)について
  - 議案第7号 農用地利用集積等促進計画(案)についてその他

(開会 午後1時55分)

事務局 皆様、こんにちは。定刻前ではございますが、本日出席予定の皆様お揃いですので、始めさせていただきます。

第12回いすみ市農業委員会総会へご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、只今から令和5年第12回いすみ市農業委員会総会を開会いたします。

先月の総会、研修会、その後の懇親会と大変お世話様でした。ありがとうございました。

師走に入り1週間経ちましたが本年最後の総会となりますので、よろしくお願いたします。

本日の議案は、7つございます。

それでは、定数の確認をさせていただきます。

本日の欠席委員は、8番、高橋委員の1名であり、出席委員数は、委員総数13名中12名となっております。

よって、出席委員は過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。

それでは、開会に際しまして、藤平会長よりご挨拶を申し上げます。

藤平会長、よろしくお願いたします。

会長 (挨拶)

事務局 本日の議事進行につきまして、只今、会長の挨拶にありましたとおり、本来でありましたら会長に議長をお願いするところですが、事情によりまして「いすみ市農業委員会会議規則第2条」、会長が事故ある時は、副会長が職務を代理するとなっておりますことから、議事進行につきまして、織本副会長にお願いたします。

議長 それでは、藤平会長に代わって議事進行を務めさせていただきます織本です。よろしくお願いたします。

審議に入る前に、議事録署名人を指名させていただきます。

議席番号3番、鈴木委員、議席番号13番、吉野委員にお願いたしま

す。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたしますが、番号12から番号14の案件が、会議規則第10条の議事参与の制限に該当いたしますので、はじめに番号1から番号11までをご審議いただき、その後に番号12から番号14についての審議をお願いいたします。

はじめに事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請案件について説明いたします。

番号1から3は同一の譲渡人の為、一括でご説明いたします。

譲渡人理由は、空中部で太陽光発電が行われる為、譲受人理由は、区分地上権を設定し、空中部で太陽光発電を行う為です。

申請土地、番号1、荻原字房前、地目、田、〇〇〇〇㎡。

番号2、荻原字染屋、地目、田、〇〇〇〇㎡。ほか〇〇筆。〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。

番号3、荻原字茶田、地目、田、〇〇〇〇㎡。

権利内容は、区分地上権設定で、期間は3年です。図面番号1です。

発電施設の詳細については、この後の議案第2号にて別途説明いたします。

番号4、譲渡人理由は、高齢により耕作出来ない為です。譲受人理由は、所有農地に近く耕作に便利な為です。

譲受人は所有農地でもブルーベリーを耕作しており、申請地においてもブルーベリーを耕作いたします。

申請土地、小高字向原、地目、畑、〇〇〇〇㎡。

権利内容は、売買による所有権移転。図面番号2です。

番号5、譲渡人理由は、高齢により耕作出来ない為です。譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。

譲受人は造園業を経営しており、申請地では庭木を耕作いたします。

申請土地、若山字宮後、地目、畑、〇〇〇〇㎡。ほか〇〇筆。〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。

権利内容は、売買による所有権移転。図面番号3です。

番号6、譲渡人理由は、遠方に居住し耕作出来ない為です。譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。

水稻を耕作いたします。

申請土地、新田字下七曲、地目、田、〇〇〇〇m<sup>2</sup>。

権利内容は、売買による所有権移転。図面番号4です。

番号7、8については、同一の譲受人の為、一括でご説明いたします。

番号7、譲渡人理由は、相続にて取得したものの耕作出来ない為です。

番号8、健康上の理由により耕作出来ない為です。譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。

譲受人は3条許可による所有権移転の後、農地造成のための一時転用の申請をし、一時転用終了後、榊を耕作いたします。

申請土地、番号7、山田字萬木原、地目、田、〇〇〇〇m<sup>2</sup>。ほか〇〇筆。〇〇筆合計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。

権利内容は、贈与による所有権移転。

番号8、山田字萬木原、地目、田、〇〇〇〇m<sup>2</sup>。

権利内容は売買による所有権移転。図面番号5、6です。

番号9から11についても、同一の譲受人の為、一括でご説明いたします。

番号9、10について、譲渡人理由は、高齢により耕作出来ない為です。譲受人理由は、育苗ハウスを設置し、育苗するためです。

番号11は、譲渡人理由は、相続にて取得したものの耕作出来ない為です。譲受人理由は、自宅に近く耕作に便利な為です。

申請地では、ナス、キュウリ、ブロッコリー、白菜、ほうれん草等を耕作いたします。

申請土地、番号9、山田字上寺号、地目、畑、〇〇〇〇m<sup>2</sup>。ほか〇〇筆。〇〇筆合計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。

番号10、山田字陽里、地目、田、〇〇〇〇m<sup>2</sup>。ほか〇〇筆。〇〇筆合計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。

番号11、山田字谷川間、地目、田、〇〇〇〇m<sup>2</sup>。

権利内容は売買による所有権移転。図面番号7です。

以上、番号1から番号11についての説明を終わりにいたします。ご審議の方よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1から番号4について、7番、三枝委員の補足説明をお願いいたします。

三 枝 委 員 はい。7番、三枝です。

1から3番までは、事務局の説明のとおり、今までやってきて継続の申請ですので問題ないと思います。

4番も、譲受人の方が近くでブルーベリーをやっていますので、取得地でもブルーベリーをやるとのことなので、特に問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 次に番号5及び番号6について、4番、吉清委員の補足説明をお願いいたします。

吉 清 委 員 はい。4番、吉清です。

番号5の方ですけれども、譲渡人と譲受人は同級生でございます。譲受人は造園業を営んでおりまして、植木畑を探していましたところ、同級生どうして話しがトントン拍子に進みまして、このようになりました。

番号6、こちらの方は譲受人は16町歩近く田んぼを作っています。現地は葎が生い茂っていますけれども、きれいに刈り取りまして田として耕作することでした。農機具も揃っており、特に問題ないと思います。

5番、6番、よろしくご審議お願いします。以上です。

議 長 次に番号7から番号11について、9番、高浦委員の補足説明をお願いいたします。

高 浦 委 員 はい。9番、高浦です。

7番と8番は一連のものです。図面の5番と6番を併せて見ていただいて、西側の細長い部分プラスその下の方のですね、ここは谷になっていて、西側の土地を利用して埋め立てをしながら耕地を高くしてゆく予定があるとのこと、受人は推進委員ですので問題ないかと思えます。

9番、10番については、一塊の土地になります。所有者が違うだけで

す。現在はほぼ荒地の状態ですが、ここに農業用のハウスをすることによって農地を再度活かしていくということでお話を伺っていて、特に問題ないかと思えます。特に草が生えている状況をきれいになることによって、少しはイノシシの被害も減るのではないかと話していました。

11番については、近くで現に耕作をしているようですので、問題ないかと思えます。よろしく願いいたします。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

池田委員 はい。

議長 池田委員。

池田委員 ちょっと聞き漏らしてしまったのですが、7番は柵を作るのですか。

事務局 柵になります。

池田委員 7番全体を。

事務局 はい。そうですね。

池田委員 分かりました。

議長 他に質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号、番号1から番号11について、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第1号、番号12についての審議に移りますが、議事参与の制限により、私はしばらくの間、退室をさせていただきますので、その間、議長を、地方自治法第107条、議長の職務を行う者がいないときは、年長の議員が臨時に議長の職務を行う、との規定を準用し、年長の委員である池田委員をお願いいたします。

(織本委員退室)

議長 それでは、年長ということで、しばらくの間、議長を務めさせていただく池田です。ご協力のほど、よろしく願いいたします。

議案第1号、番号12につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局 番号12についてご説明いたします。譲渡人理由は、高齢で遠方に居住し耕作出来ない為です。譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。

水稻を耕作いたします。

申請土地、深谷字下川、地目、田、〇〇〇〇m<sup>2</sup>。ほか〇〇筆。〇〇筆合計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。

権利内容は、売買による所有権移転。図面番号8です。

以上、番号12についての説明を終わりにいたします。ご審議の方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号12につきまして、7番、三枝委員の補足説明をお願いいたします。

三枝委員 はい。7番、三枝です。

この農地、周りを受人が耕作していますので、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長 担当委員の補足説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願ひます。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号、番号12については、原案のとおり可決されました。

それでは、織本委員の入室をお願いいたします。

(織本委員入室)

議長 私の議事進行につきましては、ここまでとなります。

ご協力ありがとうございました。

議長 それでは、議事を進行します。

議案第1号、番号13及び番号14についての審議に移りますが、議事参与の制限により、藤平委員はしばらくの間、退室をお願いいたします。

(藤平委員退室)

議長 議案第1号、番号13及び番号14について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号13、番号14についてご説明いたします。番号13、番号14は同一の譲受人のため一括でご説明いたします。譲渡人理由は、高齢により耕作出来ない為です。譲受人は農業経営規模拡大の為です。

牧草を耕作いたします。

申請土地、番号13、国府台字鳥打場、地目、田、〇〇〇〇㎡。

番号14、国府台字鳥打場、地目、田、〇〇〇〇㎡。ほか〇〇筆。〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。

権利内容は、賃貸借権設定で、使用期間は10年です。図面番号は9です。

以上で説明を終わりにいたします。ご審議のほうよろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号13及び番号14については、2番の織本から補足説明いたします。

織本委員 番号13、14とも、事務局説明のとおりで問題ないと思います。ご審議のほう、よろしくお願ひいたします。

議長 担当委員の補足説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

池田委員 はい。

議長 池田委員。

池田委員 この使用期間の10年というのは、根拠というか、何か決まりがあるのですか。

事務局 受人と渡人がお互いで決めてのものになります。

池田委員 分かりました。

議長 他に質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願ひます。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号の番号13及び番号14については、原案のとおり可決されました。



それでは、藤平委員の入室をお願いいたします。

(織本委員入室)

議長 続きますして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請につきまして、ご説明いたします。

番号1、本件土地は日在西側北の畑〇〇〇〇㎡で、宿ノ台公会堂の南側に位置します。図面番号10です。

申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地であると考えます。

転用目的は専用住宅、〇〇㎡及びカーポート、〇〇㎡です。

申請人は自宅の老朽化や子供の成長に伴い、利便性が低くなってきたことから、隣接の自己所有農地に自己の住宅を建築します。現在の家は申請者の母親が住み続けます。

用水は市営水道。排水について、雨水、汚水及び雑排水は合併浄化槽を通じ、敷地内既存配水管に接続し放流します。

全体の所要資金は〇〇万円で借入金にて行います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、4番、吉清委員の補足説明をお願いいたします。

吉清委員 はい。4番、吉清です。

事務局の説明のとおりでございます。排水関係も目の前にU字溝もありまして、何ら問題ないと思います。よろしくご審議お願いします。以上です。

議長 担当委員の補足説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請につきましてご説明いたします。

番号1、本件土地は大野川目の田〇〇〇〇㎡で、川目第一集会所の北東に位置します。図面番号11です。

申請地は小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると考えます。

当初計画内容、太陽光発電施設の設置。当初許可年月日、令和5年7月28日許可。当初許可番号、千葉県夷農指令第200号の4-2。

変更理由、発電設備容量対策工事が必要となり、対策工事完了後に事業を再開することになったため。

変更後計画は、太陽光発電施設の設置で、施設の構造、パネル枚数、面積等の変更はなく、工期のみ変更するものです。工期は令和7年4月1日から同年6月30日までとなります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、11番、福山委員の補足説明をお願いいたします。

福山委員 はい。11番の福山です。

事務局の説明のとおりです。今回、計画変更ということで、太陽光設置する予定ですが東電の方の接続が間に合わないと言うことです。これに伴い周り近所の方々にもチラシ等で周知済みとのこと。特に問題ないと思います。よろしくをお願いいたします。

議長 担当委員の補足説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない

場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。

番号1、本件土地は荻原堀切下の田〇〇〇〇㎡で、堀切集会所の東側に位置します。図面番号12です。

申請地は、農振農用地であることから、原則として許可できませんが、一時転用で、事業目的達成の為に農地を一時的に利用することが必要と認められ、市の定める農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる事から、例外的に許可できるものと考えます。

転用目的は、資材置場及び工事用車両置場です。

借主は天然ガスの採取等を目的とする法人であり、申請地の近接地に天然ガスの集約施設の中継基地を新たに建設する計画があります。申請地を借り受け、作業員の仮設事務所や駐車場、資材・機材置場、大型車両の進入路として一時的に使用する計画です。

用地内は畦畔の高さまで山砂にて盛土とし、上下に養生シートを設置、転圧後鉄板を敷設します。外周にはガードフェンスを設置し、関係者以外の立ち入り禁止措置を講じます。

用水は設置なし。排水は、雨水は雨水のみで用地外周にある側溝及び集水桝へ排水します。

権利の内容は一時転用を伴う賃貸借権設定です。

所要資金は43万円で、自己資金にて行います。

他法令の関係は、道路法及び法定外公共物管理条例について、市建設課に協議中、小規模埋立て条例について、市環境保全課に申請準備中です。

番号2から番号4は関連があるため、一括で説明いたします。

本件土地は荻原染屋の田〇〇〇〇㎡の内〇〇㎡で行元寺の南側及び西側

に位置します。図面番号1です。

申請地は、農振農用地内にある農地であるため、原則として許可できませんが、一時転用で、事業目的達成の為に農地を一時的に利用することが必要と認められる為、例外的に許可できるものに該当します。

転用目的は、営農型太陽光発電設備です。

令和3年より設置、稼働済の営農型太陽光発電設備について、3年間ごとの一時転用の更新をするものです。パネルの下部でブルーベリーを耕作します。区分地上権設定については既に議案第1号で議決いただいております。本議案では発電設備の支柱部分についての一時転用についてお諮りするものです。

用水は設置なし、排水は雨水のみで自然浸透とします。

権利の内容は一時転用を伴う賃借権設定です。

所要資金は93万円で、自己資金にて賄う計画となっています。

他法令の関係は、再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法について、平成30年7月2日付けで関東経済産業局の事業認定を受けております。

番号5、本件土地は荻谷上塚根の畑〇〇〇〇㎡で広域消防夷隅分署の西側に位置します。図面番号13です。

申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地であると考えます。

転用目的は、駐車場用地、普通車〇〇台分です。

譲受人は合成樹脂及びこれを原料とする各種成形材料、接着剤その他これらに関する製品の製造販売を行っております。業績も順調に伸びており、従業員の数も年々増加しています。今回既設駐車場の場所に新工場を建設することになり、駐車場の増設を図ります。埋立は行わず、整地のみ行います。

用水は設置なし。排水は雨水のみで自然浸透とします。

権利の内容は売買による所有権移転です。

所要資金は〇〇〇〇万円で自己資金で行います。

番号6、本件土地は岬町中原富士腰の田〇〇〇〇㎡で浅間堰の北側に位

置します。図面番号14です。

申請地は、番号5と同様の要件であることから第2種農地であると考えます。

転用目的は貸家住宅、〇〇〇〇㎡です。

貸主は不動産の売買、賃貸等を目的とする法人であり、いすみ市において家族でゆっくりと滞在できる施設が不足していると考え、海に近く、閑静な用地として申請地を借り受け、貸家を建築する計画です。土砂による埋立てを行います。500㎡未満の為、小規模埋立て条例には該当しません。

用水は市営水道。排水について、雨水は自然浸透、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後、前面の土地改良区所有の側溝へ放流します。

権利の内容は賃借権設定です。

所要資金は〇〇〇〇万円で自己資金で行います。

番号7、本件土地は岬町井沢矢田の畑〇〇〇〇㎡で、長者町駅の西側に位置します。図面番号15です。

申請地は、長者町駅から300m以内の農地であることから第3種農地であると考えます。

転用目的は、カーポート、〇〇㎡、倉庫、〇〇㎡及び進入路です。

譲受人は現在自宅で家族3人で生活しており、3台の自家用車を所有しておりますが、それぞれの勤務体系が異なることから自家用車の出し入れに苦勞しており、隣接地を購入しカーポート等を整備し、生活の利便性を図ります。

用水は設置なし。排水は雨水のみで自然浸透とします。

所要資金は〇〇〇〇万円で自己資金にて行います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1から番号4について、7番、三枝委員の補足説明をお願いいたします。

三枝委員 はい。7番、三枝です。

1番は〇〇〇〇のプラント建設で、駐車場等で借りるということで問題な

いと思います。

2から4番については、さっきの3条で説明した申請のものとなりますので問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議 長 次に番号5について、2番、織本から補足説明をいたします。

織 本 委 員 すでに隣の土地は、前回の審議で駐車場となっております。面積の拡大ということで、特に問題ないと思います。ご審議のほう、よろしくお願ひいたします。

議 長 次に番号6について、13番、吉野委員の補足説明をお願ひいたします。

吉 野 委 員 13番、吉野です。

事務局説明のとおりで、現地見たところ問題ないと思います。よろしくお願ひいたします。

議 長 次に番号7について、12番、松崎委員の補足説明をお願ひいたします。

松 崎 委 員 はい。12番、松崎です。

事務局説明どおりで、隣接する受人の駐車場となっておりますけれども、ここだけ畑として残っている状態で、周りに農地はないので、許可しても問題ないと思われまふ。ご審議のほう、よろしくお願ひいたします。

議 長 担当委員の補足説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

吉 清 委 員 はい。

議 長 吉清委員どうぞ。

吉 清 委 員 はい。4番、吉清です。

申請番号2番について、第1号議案番号2とで小字「染屋」、「谷」と屋根の「屋」と標記されていませんが、どちらが正しいのか。

議 長 事務局。

事 務 局 確認いたします。

申し訳ありません。申請書添付の登記簿で確認しましたところ。小字「染屋」は議案第3号番号2、屋根の「屋」が正しいので、第1号議案番号2の「谷」を「屋」に修正をお願ひいたします。

申し訳ありませんでした。

議 長 他に質疑ございませんか。

委員 なし。  
議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号、非農地判断についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号ですが、説明の前に議案の訂正箇所がございます。

番号2の地目の欄でございますが、1段目と2段目にそれぞれ畑と記載してございますが、2段目を雑種地に訂正をお願い申し上げます。

それでは、議案第5号非農地判断についてご説明申し上げます。

お手元に補足資料、非農地申出写真を配布しましたので、議案と併せてご参照ください。

番号1、申請土地、新田字観音寺谷、地目、田、〇〇〇〇㎡外〇〇筆、〇〇筆計〇〇〇〇〇〇㎡です。図面番号16番です。

現地は自然荒廃により非農地化し、耕作の計画もないとの事から、非農地通知の申し出があったものです。

12月6日に、藤平会長、吉清委員、高浦委員、藍野推進委員、中村推進委員、農業委員会事務局2名より現地確認を実施しております。

現況は、お手元配布資料右肩1番のとおり山林化している状態であり、非農地判断を頂きましたら、農地台帳上の現況地目を山林に変更いたします。

番号2、申請土地、岬町和泉字下長所、地目、畑、〇〇〇〇㎡です。図面番号17番です。

現地は自然荒廃により非農地化し、耕作の計画もないとの事から、非農地通知の申し出があったものです。

12月6日に、藤平会長、吉野委員、久我推進委員、農業委員会事務局2名より現地確認を実施しております。

現況は、お手元配布資料右肩2番の①から②の写真のとおり雑種地化している状態であり、非農地判断を頂きましたら、農地台帳上の現況地目を

雑種地に変更いたします。

以上で説明を終わります。ご審議の方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1については、議案の10ページ記載の部分は4番、吉清委員、議案11ページ記載の部分は9番、高浦委員に補足説明をお願いいたします。初めに4番、吉清委員の補足説明をお願いいたします。

吉清委員 はい。4番、吉清です。

事務局説明のとおりです。もう、すでに現地は山林化しておりました。なんら問題ないと思います。よろしく願いいたします。

議長 次に、9番、高浦委員の補足説明をお願いいたします。

高浦委員 はい。高浦です。

事務局説明のとおり、また、説明資料の航空写真のとおり耕作できる状態ではなく、なんら問題ないと思います。よろしく願いいたします。

議長 次に、番号2について、13番、吉野委員の補足説明をお願いいたします。

吉野委員 はい。吉野です。

写真のとおりで草木も繁茂しており、分譲地の一面とも見受けられる土地でしたので非農地として判断しました。よろしく願いいたします。

議長 担当委員の補足説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第6号、令和5年度第9次農用地利用集積計画(案)についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号、令和5年度第9次農用地利用集積計画(案)につきまして、ご説明いたします。



いすみ市長より、令和5年11月16日付けで、農用地利用集積計画決定依頼がありました。

農業経営基盤強化促進法、改正附則第5条、農用地利用集積計画に関する経過措置により、農業委員会の決定を経ることとなります。

内容につきましては、議案書に記載のとおりで、合計は22ページに記載させて頂いております。

賃借権29件、貸付者28名、借受者11名、田、112, 125㎡でございます。

以上の計画（案）は、農地の効率的利用等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。  
委 員 なし。

議 長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第7号、農用地利用集積等促進計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第7号、農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、ご説明いたします。

農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律、第19条第3項の規定により、農業委員会の意見聴取が定められております。

内容につきましては、議案書に記載のとおりでございます。23、24ページをご覧ください。

新規設定、賃借権1件、使用賃借権2件、貸付者3名、借受者2名、田、14, 162㎡、畑、1, 278㎡、

続きまして、25、26ページをご覧ください。

再設定、使用貸借権3件、借受者2名、田、6, 662㎡でございます。  
以上の計画(案)は、農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条  
第5項各号に掲げる事項を満たしているものと考えます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。  
委 員 なし。

議 長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない  
場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決されました。

以上で提出された議案すべての審議が終了しました。

その他になりますが、何かありますでしょうか。

事 務 局 はい。

議 長 事務局どうぞ。

事 務 局 その他、地目変更登記に係る照会に対する回答について、報告いたしま  
す。

今回は11月30日までに回答済の9件について、議案書27ページか  
ら28ページに記載のとおり報告させていただきます。以上で報告を終わ  
ります。

議 長 他に何かありますでしょうか。

委 員 なし。

議 長 他にないようでございますので、本日の審議事項すべてを終了しました。

以上をもちまして、令和5年第12回いすみ市農業委員会総会を閉会と  
させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

事 務 局 織本副会長、池田委員、議事進行ありがとうございました。

委員の皆様、慎重審議、ありがとうございました。

これにて第12回総会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。

続きまして、次回1月10日、水曜日の総会でございますが、午後3時  
から岬公民館第3・4研修室を会場として開催いたしますので、よろしく  
お願いいたします。2階でございます。

繰り返しお伝えいたします。次回1月10日、水曜日の総会は、午後3時から岬公民館第3・4研修室を会場に開催となりますので、お間違いのないようご注意ください。

12月の申請受付については、12月21日、木曜日、22日、金曜日、25日、月曜日の3日間となります。現地確認につきましては、12月26日、火曜日、及び27日、水曜日で予定しております。スケジュールの調整をよろしくお願いいたします。

次に活動記録簿ですが、本日11月分または10月以前の分をお持ちの方は事務局へ提出をお願いします。以上で本日の会議日程は全て終了しました。

お疲れ様でした。委員の皆様、良いお年をお迎えください。

(閉会 午後3時50分)



議事録署名人

議長

3番委員

13番委員